

一般社団法人北九州市立大学同窓会事務局職員給与規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人北九州市立大学同窓会事務局職員就業規則(以下「就業規則」という。)第20条の規定に基づき事務局職員(以下「職員」という。)の給与に関する必要な事項を定める。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、給料及び手当とする。

2 手当の種類は、時間外勤務手当、管理職手当、職能手当、精勤手当、通勤手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(給料)

第3条 給料は、就業規則第5条に規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であって、前条第2項に規定する手当を除いたものとする。

2 職員の給与は、年齢、学歴、技能経験、勤務年数を考慮して会長が別に定める。なお、給与の変更の必要を認めた場合、一般社団法人北九州市立大学同窓会会長(以下「会長」という。)は理事会の承認を得て変更することができる。

(給料の支給)

第4条 給料は、月の1日から月末までを給与期間とし、翌月5日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは前日に繰り上げ支給する。

2 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、職員が退職又は死亡したときは、その日まで給料を支給する。

3 給料は、通貨で本人に支給する。ただし、本人の同意がある場合は、その指定する金融機関に振り込むものとする。

4 次の各号の一に該当する場合は、第1項の規定にかかわらず、その事由の発生から7日以内に既往の労働に対する給料を支給する。

(1)職員が出産、疾病、災害時の費用に充てるために請求する場合

(2)退職又は解雇の場合

(3)その他特に必要があると認める場合

5 職員の負担すべき税金、保険料及び本人から委託されたものは、給料から控除する。

(給料の減額)

第5条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に会長の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間当たりの給料額を減額して支給する。

(時間外勤務手当)

第6条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、時間外勤務手当を支給する。

2 前項の時間外勤務手当の額は、労働基準法の定めにより算出した額とする。

3 週休日及び休日の出勤に当たっては、就業規則第9条に基づき休業日の振替を原則とする。

(勤務 1 時間当たりの給与額の算出)

第7条 勤務1時間当たりの給与額は、給与の月額に 12 を乗じ、その額を 1 週間の勤務時間に 52 を乗じたもので除して得た額とする。

(管理職手当)

第8条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職について、会長が別に定める。

(職能手当)

第9条 職能手当は、職務の複雑、困難若しくは責任の度を考慮して、会長が別に定める額を支給する。

(精勤手当)

第10条 精勤手当は、勤務の精度、その他勤務の状況等を考慮して、会長が別に定める額を支給する。

(通勤手当)

第11条 通勤手当は、勤務のための通常の経路によった距離に応じて支給する。

2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額とする。

- | | |
|----------------------------------------|----------|
| (1) 通勤距離が片道 5 キロメートル未満の職員 | 5,000 円 |
| (2) 通勤距離が片道 5 キロメートル以上 10 キロメートル 未満の職員 | 10,000 円 |
| (3) 通勤距離が片道 10 キロ メートル以 上の 職員 | 15,000 円 |

3 通勤手当を受けようとする職員は、別に定める様式の通勤届を提出しなければならない。

4 通勤手当を受けている職員で、前項の届け出事項に変更が生じた場合には、その都度これを届け出なければならない。

(時間外勤務手当に関する規定の適用除外)

第12条 第6条の規定は、第8条に規定する職にある職員には適用しない。

(期末手当)

第13条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び次条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ任職する職員に対し支給する。

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在において、職員が受けるべき給料と職能手当又は管理職手当の月額に、会長が定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間を乗じて得た額とする。

(勤勉手当)

第14条 勤勉手当は、基準日在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。

2 勤勉手当の額は、前項に規定する職員が、それぞれ基準日現在において受けるべき給料と職能手当又は管理職手当の月額に会長が定める割合を乗じて得た額とする。

(臨時職員の賃金)

第15条 臨時職員の賃金は、会長が別に定める。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

この規則は、令和7年9月26日から施行する。